

No. 4 7

2 0 2 5 年 4 月 5 日 発行 J R 東 労 組 新 幹 線 協 議 会 発行責任者 近 藤 隆 行

幹本申5号「2025年3月ダイヤ改正について」に 関する申し入れの交渉を行いました! その3

- 第3項 新幹線始発駅でのドア開扉方法について、駅と車掌の取り扱いが変更になるのか 明らかにすること。
- 《組合》ドア開扉放送の省略となる経緯について教えていただきたい。
- 《会社》例えば東京駅ではドア開扉放送と閉扉放送があるが、聞き間違いによるドアの誤扱いを解消したいことと、 駅によって取り扱いにバラツキがあり、それを統一させたいことからドア開扉放送の省略を進めている。
- 《組合》ドアを開ける場面よりもドアを閉める場面の誤りが多いという認識である。ドア閉め場面に対し対策をするのであれば納得感はあるが、ドア開扉の場面について取扱いを変えるということに大きな違和感がある。
- 《会社》ドア開扉とドア閉扉の放送が混在してしまうことで誤りが発生する点を考えて、ドア開扉放送を省略することによって特に聞き間違いによるドア閉扉誤りがないようにするための対策の一つとしてやらせていただく。
- 《組合》通達だけではわからないのだが、車掌の取り扱いで移動禁止表示が白表示であることを確認してドアを開扉すると書かれているが、これまで車掌は移動禁止表示器を確認する義務はなかった。ブロック図にも明記がなかったと思うがどうか?
- 《会社》移動禁が表示されるというのは何かしら作業があり、その作業が完了するまでは車両の機器扱い、操作、移動はできない。作業着手の連絡として移動禁止表示の表示である。赤表示になることで作業着手、白表示になれば終了ということになる。それで初めて車両の機器操作ができることになる。取り扱いとして確かにブロック図に記載はないが、運転機器の取り扱いをする上で作業が完了したことを確認する手段の一つという考えである。
- 《組合》これまで移動禁を確認するのは運転士や駅長だったので、運転士や駅長が見やすい場所に移動禁止表示器が付いていたはず。全ての駅、全ての箇所で車掌がしっかりと確認できる位置に移動禁が整備されているのか?
- 《会社》移動禁止表示器がある駅については車掌の位置からも確認できる。ただ、全ての駅に移動禁止表示器があるわけではない。そういった所は旗などで移動禁止表示がされる。その場合は運転士と相互に解除されていることを確認した上でドア開扉を行うと取り扱いになる。
- 《組合》駅長は自駅の移動禁止表示器の場所をしっかり把握しているが、乗務員は色々な駅へ行くわけであるので、どの駅であっても同じような位置に移動禁止表示器があることが放送を省略する上での最低条件になると考える。
- 《会社》目の前に移動禁止表示器あることがベストな状態というのは理解している。設備の話になるがどこにでも付けられるわけではない。今後、検討はさせていただきたい。表示器が見づらい、またはしっかりと確認できないということであれば、運転士に確認、もしくは指令に確認してという取り扱いになる。不安のままドア扱いをしないように指導はしていく。
- 《組合》今回、取扱い誤りを減らすことが省略する目的であるとお聞きしたが、事象が減少するのか検証していく必要があるのではないのか?
- 《会社》ドア開扉放送の省略は事象を減らすというよりは、取り扱いが複数あることの解消が第1の目的である。それに プラスアルファで事象が起きているのも事実であることから、そういったことが減少されていけばと思っているの で検証していきたいと考える。(続く)